

東松山市森林整備計画

令和 5 年 3 月

〔 令和5年4月 1日
計画期間 }
令和15年3月31日 〕

埼 玉 県
東 松 山 市

東松山市位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方向	2
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	2
1	樹種別の立木の標準伐期齢	2
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	6
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	6
5	その他必要な事項	6
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	6
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	6
2	保育の種類別の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	9
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	10
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	14
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	14
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	14
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	14

5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	15
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	15
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	15
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	15
4	その他必要な事項	15
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	15
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	16
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	16
3	作業路網の整備に関する事項	16
4	その他必要な事項	16
第8	その他森林整備の方法に関し必要な事項	16
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
Ⅲ	森林の保護に関する事項	16
第1	鳥獣害の防止に関する事項	16
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2	その他必要な事項	17
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	17
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	17
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5	その他必要な事項	17
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	18
1	保健機能森林の区域	18
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	18
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	18
4	その他必要な事項	18

V	その他森林の整備のために必要な事項	18
1	森林経営計画の作成に関する事項	18
2	生活環境の整備に関する事項	18
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項	19
5	住民参加による森林の整備に関する事項	19
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	19
7	その他必要な事項	19

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、埼玉県の中央部に位置し、総面積6,535haで、森林整備計画対象面積は、391haである。地形は東西12km、南北14kmの菱形で南西部は標高100m前後の丘陵地で武蔵野の面影を残している。中央部から北部に至る地域は標高30～60mの台地である。そのほとんどはアカマツ・コナラ等を中心とした二次林であり、小面積の森林が散在している。

これら丘陵・台地部に残された貴重な森林を、生活環境の保全及び保健休養機能の公益的機能を高める視点を軸に整備を進める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

○快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

○保健文化機能維持増進森林

・保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

・文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育活動に適した施設が整備されている森林

・生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の方策

ア 森林整備の基本的考え方

現状と課題を踏まえ、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、適正な森林施業を実施する。

○快適環境形成機能維持増進森林

快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

○保健文化機能維持増進森林

・保健・レクリエーション機能

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

・文化機能

潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。

・生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全することとする。

イ 森林施業の推進方策

伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意するとともに、伐採後は、必要に応じて造林を行う。大部分が二次林であるので、目的樹種の成長を阻害する場合など、必要に応じて整理伐を行う。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹				種	
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他広葉樹 (用材以外)
全域	35年	40年	35年	50年	10年	15年

注) この標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち、主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法は、択伐又は皆伐による。

- ・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行うものであり、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下の伐採）とする。
なお、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとする。
- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、一定程度ごとに保残帯を設ける確かな更新を図る。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行う。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整計第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うものとする。

3 その他必要な事項 該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種名

スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ等

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	疎仕立て	概ね 1,500
ヒノキ	中仕立て	概ね 2,500
広葉樹	密仕立て	概ね 3,200

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈筋状積地拵えを原則とする。 なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮石等不安定地においては、等高線沿いの筋状地拵えを行い、林地の保全に努める。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈り地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付ける。
植栽の時期	2月～6月下旬までに行うことを標準とし、秋植えの場合には、地上部の成長が終り、根の活動が未だ行われている時期(9月中旬から10月)に行う。

ウ 複層林化を図る場合の植栽本数

複層林化を図る場合の植栽本数については、(上層木伐採率) × (標準的な植栽本数) 以上とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地について、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復、並びに森林資源の造成を図るため、皆伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内を目安とする。択伐の場合は、原則伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内を目安とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等） 針葉樹（マツ類、モミ類等）
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数と天然更新すべき本数

樹種	期待成立本数
広葉樹（ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類等）	10,000本/ha
針葉樹（マツ類、モミ類等）	天然更新すべき本数
	3,000本/ha以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所についてはかき起こし、枝条整理等の作業を行うこと
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う
植込み	天然稚樹の生育状況等を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する
ぼう芽更新（芽かき）	ぼう芽枝に優劣の差ができたころに下刈りと同時に行い、極力下方のぼう芽枝を残し、3～5本立ちとする

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新は、更新すべき立木の本数以上の天然更新対象樹種が伐採跡地において均等に生育しているかどうか、また、今後の生育可能性が見込まれるかどうかについて、(3)の期間内において「埼玉地域森林計画区における天然更新完了基準」に基づいて確認する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、原則当該伐採が

終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内を目安とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種については、2の(1)によるものとし、天然更新すべき本数の基準となる、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10000本/haとする。

天然更新を行う際には、その本数の10分の3を乗じた本数以上の本数(草丈以上のものに限る)を更新すべき本数とする。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

5 その他必要な事項

造林については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じ、適切な更新方法を選択することとし、特に、天然更新による場合は、現地の状況を十分確認し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林又は木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林においては人工造林によることとする。

また、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

平均的な間伐の実施期間の間隔は、標準伐期齢未満にあつては10年、標準伐採齢以上にあつては15年とする。

間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であつて、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行う。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な伐採率により繰り返し行う。特に高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意する。

(1) 育成単層林

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

植栽密度 (本/ha)	樹種	施業方法	伐採時期			標準的な方法
			1回目	2回目	3回目	
1,500	スギ	標準伐期	—			伐採率は、本数比で概ね20～35%とする。間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行う。
		長伐期	35	45		
	ヒノキ	標準伐期	—			
		長伐期	40	55		
2,500	スギ	標準伐期	25			
		長伐期	25	35	45	
	ヒノキ	標準伐期	30			
		長伐期	30	40	55	

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

下層木の間伐については、育成単層林の間伐と同様である。

上層木の間伐については、将来樹下植栽することを前提とし、林木の配置を考慮しつつ、目標とする林分密度に誘導する。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

目的樹種が広葉樹の場合、高密度な林分状況の中で保育することとするが、間伐が必要な場合、将来における優良木の適正な配置を想定して、それらの林木の生育を妨げる林木を伐採することとする。また、人工林（育成単層林）内に既に天然木が育成しており、複数の樹冠層を構成する林分へ誘導又は維持するために行う抜き伐りについては、天然木の育成を考慮し伐採木を選定する。

2 保育の種類別の標準的な方法

(1) 育成単層林

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数		標準的な方法
		初回	2回目	
下刈	広葉樹	適宜		針葉樹は毎年全刈りを原則とし、必要に応じて2回刈りを行う
	スギ	1～5	—	
	ヒノキ	1～6	—	
除伐	広葉樹	適宜		下層植物の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて不要木及び不良木の除去を行う
	スギ	10	15	
	ヒノキ	11	16	

(2) 育成複層林（下木を植栽する場合）

ア 下層木の下刈り・つる切り・除伐

植栽木の生育状況、植生の状態及び気象条件等、現地の実態に即した効率的な作業を適期に行う。

イ 上層木の枝払い

下層木の生育に必要な林内照度を確保するため、必要に応じて、上層木の枝払いを行う。

(3) 育成複層林（下木を植栽しない場合）

ア 下刈り

雑草木の成長が旺盛で目的樹種の生育を妨げる場合、雑草木の繁茂状況を見ながら、必要に応じて下刈り（坪刈り又は筋刈り）を行う。

イ 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、適切な芽かき作業を行う。

ウ つる切り

目的樹種の成長の妨げとなるつる類を、必要に応じて除却する。

エ 除伐

幼齢期には他の広葉樹と密生競合させることが必要であり、必要に応じて形質不良木のみを除伐する。

3 その他必要な事項

(1) 下刈り

雑草木の繁茂が著しく材木の成長が遅い場所については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造材木の高さが雑草木の概ね 1.5 倍程度になるまで実施すること。

(2) つる切り

つる類の繁茂の著しい箇所については、必要に応じ 2～3 年に 1 回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

該当なし

イ 森林施業の方法

該当なし

(2) 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①②の森林など、快適な環境の形成の機能または保健・文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表 1 により定める。

① 快適な環境形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

都市近郊等に所在する森林であって、郷土樹種を中心とした安定した林相を成している森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等である。

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等である。具体的には、市民の森周辺の森林等がこの区分に含まれる。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの②に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成、生物多様性の保全に配慮した施業を推進する。

このため、アの①に掲げる森林については、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能を確保することとし、長伐期施業を推進する森林と定め、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。アの②に掲げる森林については、択伐を原則とする。アの①②のそれぞれの区域については、推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定める。

長期伐を推進すべき森林の伐期齢の下限

樹種名	スギ	ヒノキ
伐期齢（年）	70	80

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

別表1

区分	森林の区域	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき	該当なし	—

森林		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	391
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	大字岩殿 4林班101、 102小班 大字大谷 14林班41小 班 大字神戸 7林班75、8 1、82、83、 84イ小班 8林班1、2、 91、92、9 3ア、93イ小 班 大字岩殿 6林班11、1 2、13、14、 15、27、2 8、29、30、 31、32、3 3、34、35、 36、38、3 9、40、41、 42小班	48
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	—

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (h a)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	—
長伐期施業を推進すべき森林		全域	391
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択抜によるものを除く）	該当なし	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

(2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すことにより経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等への長期施業委託等、森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、協議会の開催による合意形成等を推進することにより、森林の施業又は経営の受託等による規模拡大の促進を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等の実施にあたっては、森林施業や木竹の販売、森林の保護等の森林の経営を長期にわたり行うことができることなどを定めた委託契約書等を委託者との間で締結するよう努める。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定することを検討するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を検討するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林所有者等が共同して森林施業を実施する際には、次の事項に留意する。

(ア) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）

は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(イ) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

(ウ) 共同施業実施者の一が（ア）又は（イ）により明確にした事項につき遵守し

ないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、予め、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

- 4 その他必要な事項
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
該当なし
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし
- 3 作業路網の整備に関する事項
 - (1) 基幹路網に関する事項
 - (ア) 基幹路網の作設にかかる留意点
該当なし
 - (イ) 基幹路網の整備計画
該当なし
 - (ウ) 基幹路網の維持管理に関する事項
該当なし
 - (2) 細部路網の整備に関する事項
 - (ア) 細部路網の作設に係る留意点
該当なし
 - (イ) 細部路網の維持管理に関する事項
該当なし
- 4 その他必要な事項
該当なし

第8 その他必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
該当なし
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
該当なし
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - (1) 区域の設定
設定なし
 - (2) 鳥獣害の防止の方法
なし
- 2 その他必要な事項
なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等
 - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
森林病虫害等の未然防止のため、早期発見及び早期駆除に努める。松くい虫による被害は終息傾向となっているが、依然被害が続いている箇所については引き続き防除対策を行う。また、ナラ枯れ被害については、監視体制を強化し、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の拡大防止を図る。
森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。
 - (2) その他
森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機関、森林組合等の連携体制づくりを図る。
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

森林に対する鳥獣被害の状況について情報収集に努め、ニホンジカ等による食害、剥皮被害等が確認された場合には、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等の防除措置を県、森林組合、森林所有者等と協力して行う。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災予防の広報活動や森林巡視を適時適切に行うとともに、防火水槽の設置、消火機材等の配置及び作業道の充実により防災管理網を整備する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (3) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- (4) IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

森林所有者による整備だけでなく、企業や地元住民等、住民参加による森林整備を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

特になし